

## ○高校生

### (1) 就学の支援

#### ア 就学支援制度について

高等学校等については、すべての就学の意志がある生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図るため、平成26年度入学生から就学支援金制度の改正及び奨学のための給付金が創設されました。

「就学支援金制度」は、市町村民税所得割額304,200円未満の世帯の生徒に対して授業料の負担を軽減する制度です。高所得世帯を除き、公立高等学校は実質負担額が0円になり、私立高等学校等は収入に応じて支援金が加算されます。平成26年度は公立高等学校で約86%、私立全日制高等学校で約83%の生徒が受給しました。

「奨学のための給付金制度」は、市町村民税所得割非課税世帯等に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するために県が給付金を給付する制度で、平成26年度は公立高等学校及び私立全日制高等学校ともに約13%の生徒が受給しました。

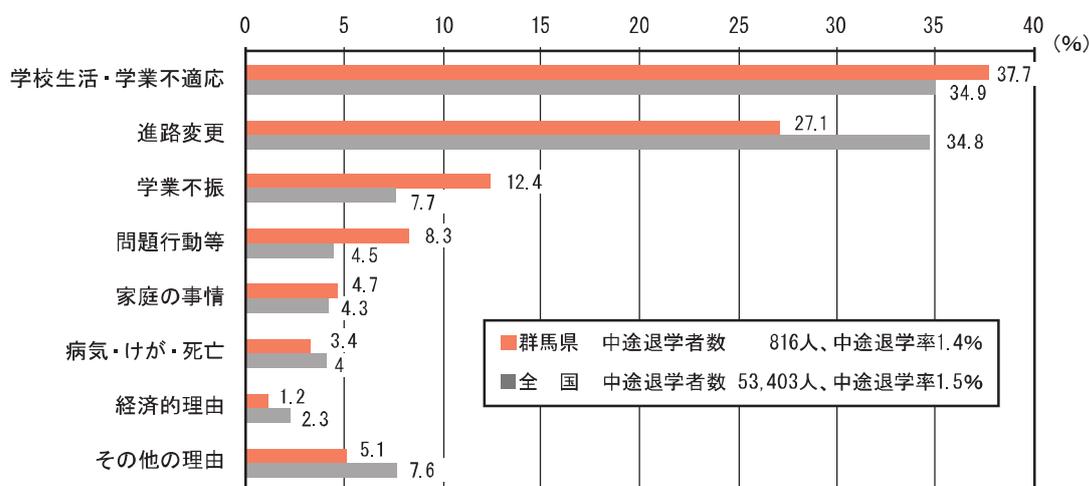
いずれの制度も申請に対する給付となっており、保護者や学校関係者が制度を正しく理解し、対象者がもれなく申請できるよう、制度内容や手続きの周知徹底を図る必要があります。

#### イ 中途退学者の状況

本県の高等学校における平成26年度の中途退学者数は816人、中途退学率は1.4%であり、その理由は、学校生活・学業不適合が37.7%、進路変更が27.1%、学業不振が12.4%となっており、経済的理由は1.2%でした。

学校生活・学業不適合、学業不振などによる中途退学を未然に防止するための取組の強化が必要とされています。

[表 高等学校中途退学者及び中途退学理由 (平成26年度)]



(文部科学省「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

また、本県の高等学校における生活保護世帯に属する子どもの平成26年度の中途退学者は12人（在学者数253人）、中途退学率は4.7%であり、全体の中途退学率の3倍以上となっています。その理由は、「欠席等が多く進級できそうになかった」、「人間関係がうまくいかなかった」などがあげられています。

生活保護世帯の中途退学率が相対的に高いことから、生活面等を含めた世帯全体への支援が求められています。さらに、中途退学した者については、就労・就学等に関する切れ目のない支援が必要です。

## （2）修学旅行への不参加

群馬県内にある県立高等学校及び県立中等教育学校全64校のうち、平成26年度は61校（3校は全日制・定時制ともに実施）が修学旅行を実施し、11,661人（全日制11,610人、定時制51人）が参加しました。

不参加は、全体の0.7%である77人（全日制68人、定時制9人）となっており、主な理由は不登校・疾病等が多く、経済的理由による者は12人（全日制10人、定時制2人）となっています。

経済的理由等により参加できない生徒がいなくなるよう、関係機関による支援や費用の設定など、学校の実態に応じた対応が必要となっています。

## （3）いじめ、不登校、非行等

### ア いじめの状況

「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）」によると、本県の高等学校における平成26年度のいじめ認知件数は283件で小中学校及び特別支援学校を含めた1,000人あたりのいじめ認知件数は10.1件であり、全国の13.7件に比べ低い状況にあります。

公立高等学校では、すべての学校において、きめ細かな生徒観察や学期ごとのアンケート調査・個別面談等を通じた、いじめの早期発見に努めています。

また、メールやインターネット上のサイトに係る生徒間のトラブルやいわゆる「ネット上のいじめ」等への対応として、生徒による不適切な投稿の監視や各校への情報提供・支援を行っています。

[表 いじめの認知件数（高等学校）]

	平成26年度	1,000人あたり※
群馬県	283件	10.1件
全 国	11,404件	13.7件

※1,000人あたり件数は、小中学校及び特別支援学校を含めた数値  
（文部科学省「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

## イ 不登校の状況

前述の「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、本県の高等学校における不登校生徒数は、ほぼ横ばいで推移しています。平成26年度の不登校生徒数は889人でした。1,000人あたりの不登校生徒数は16.4人であり、全国の15.9人をわずかに上回っています。

[表 不登校生徒数（高等学校）]

	平成16年度	1,000人あたり	平成26年度	1,000人あたり
群馬県	850人	14.3人	889人	16.4人
全 国	67,500人	18.2人	53,154人	15.9人

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

不登校状態となったきっかけとして考えられる状況は、全国の調査結果を見ると、「無気力」30.8%、「不安など情緒的混乱」18.0%、「あそび・非行」10.4%等があげられています。

## ウ 非行等の状況

本県の非行少年等の検挙・補導件数は、10年前と比べ概ね半数以下に減少しています。

※P.17 [表 県の非行少年等] 参照

## エ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援

児童生徒の問題行動等の背景としては、経済的困窮をはじめ様々な要因が考えられ、教育の視点だけでは解決方法が見いだせない状況があります。

公立小中学校に加え、県立高等学校においても平成24年度からスクールカウンセラーを全校配置し、心理面のサポート体制の充実を図っておりますが、家庭環境等に起因する問題が多く報告されています。

生活困窮者自立相談支援機関や要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携が求められていることから、高等学校においてもスクールソーシャルワーカーの配置を検討する必要があります。

[表 県スクールカウンセラー 平成26年度実績]

	高等学校等
生徒への面接	3,258回 (1校あたり50.9回)
保護者からの相談	886回 (1校あたり13.8回)

(県教育委員会調べ)